

柏原市 測量・建設コンサルタント等業務 入札参加資格審査申請書提出要領（令和3・4年度）

柏原市、柏原市上下水道部（水道事業、下水道事業）及び市立柏原病院（病院事業）の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書の受付を下記のとおり行う。

《注記》

- ・必ず別冊の柏原市入札参加資格審査申請共通要領（以下「共通要領」という。）を熟読のうえ、本提出要領をお読みください。
- ・柏原市測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書については、入札等における指名基準となりますので、正確に記入してください。

1 提出書類について

- (1) 提出書類は、別紙『柏原市測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請確認票（測-様式第11号）（以下「確認票」という。）』のとおり。提出書類に不備・不足がないか、確認票の「申請者チェック欄」で確認すること。
※提出書類は全てA4サイズとすること。
- (2) 確認票のうち、No.1～No.6については各々単票（ファイルに綴じない）で提出し、No.7～No.17については、すべてA4版S型縦のフラットファイル（2穴）（色：ピンク）に番号順に綴じること。
- (3) 申請書等は、下記「2 入札参加資格審査申請書の記入要領」及び記入例等を参照し作成すること。
- (4) フラットファイルには、共通要領8ページ「14.フラットファイルの記入例」のとおり必要事項を記入すること。
- (5) 申請書の「⑩登録を受けている事業」欄に記入する場合、又は「⑰登録部門及び希望業務」登録欄に登録事業等を記入する場合においては、該当する登録証明書等（証明年月日が令和2年9月1日以降のもの）を提出すること。なお、提出する登録証明書等については、登録通知等（有効期限内のもの）も可とする。（複写可）

2 入札参加資格審査申請書の記入要領

①新規・変更・更新の区分	新規・変更・更新のいずれかに「○」印を記入すること。 ・新規…平成31・32年度に登録されていない者 ・変更…平成31・32年度に登録された希望業種と異なる業種を希望する者 ・更新…平成31・32年度に登録された希望業種と同一の業種を希望する者
②本書作成者	申請書を作成した者（記入事項について問い合わせ可能な者）の所属名、氏名及び電話番号を記入すること。なお、氏名はカタカナで記入すること。
③商号等の頭文字（ひらがな一字）	商号又は名称の頭文字を記入すること。 （記入例） おおさかかしわら 株式会社 大阪柏原 → 欄内に『お』の一字を記入すること。
④本社・本店（主たる営業所）	「商号又は名称」、「所在地及び郵便番号」、「代表者の職、氏名」等を略さず記入すること。登記上の本社・本店の所在地と実際の本社・本店の所在地が異なるときは、下記のように記入すること。 （記入例） 柏原市安堂町1番55号（登記上の所在地 柏原市安堂町1番35号）

⑤本市と契約を締結する営業所	「商号又は名称」、「所在地及び郵便番号」、「受任者の職、氏名」等を略さず記入すること。 <u>なお、本社・本店（④欄）において契約を締結されるときは記入を不要とする。</u>
⑥希望業種	本要領4ページ「表-1」の業種欄より選択し記入すること。
⑦資本金	直近の決算に基づいて千円単位（千円未満は切り捨てる）で記入すること。なお、個人事業者については記入を不要とする。
⑧自己資本額	株式会社等については貸借対照表の純資産の部の合計金額を、公益法人等については貸借対照表や正味財産増減計算書等から正味財産の部にある正味財産合計額と合致するように、直近の決算に基づいて千円単位（千円未満は切り捨てる）で記入すること。なお、個人事業者については記入を不要とする。
⑨Eメール	契約担当者のEメールアドレスを記入すること。ドット・ハイフンなど明瞭に記入すること。
⑩登録を受けている事業	本要領4ページ「表-2」より、登録を受けている事業の登録番号及び登録年月日を記入すること。また、記載されているもの以外で希望業務に関係する登録等がある場合は本欄下部の空欄に記入すること。
⑪営業年数	「営業年数」欄には希望業種に係る事業の開始日から直近の事業年度の終了日までの期間を記入すること。なお、当該事業で中断した期間がある場合は、当該期間を除いた期間（1年未満の端数は切り捨てる）を記入すること。
⑫障害者雇用数	直近の事業年度の終了日現在において、「障害者の雇用の促進等に関する法律」で定められた障害者を雇用している場合はその人数を記入すること。 <u>雇用していない場合は0人と記入すること。</u>
⑬常勤職員の数	直近の事業年度の終了日現在の会社全体の常勤職員のうち、技術職員、事務職員、その他の職員の人数を記入し、その合計人数を合計の欄に記入すること。
⑭情報保護関係	情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）又はプライバシーマークの認証を受けている場合は、該当欄に「○」印を記入すること。
⑮業務実績高	<u>測量・建設コンサルタント等業務に関する実績高（建設業、物品製造業及び役務等の実績は含めない）</u> を記入すること。 ⑥で記入した希望業種の実績高については希望業種の欄に、希望業種以外の実績高についてはその他の欄にそれぞれ「直近2期分決算の業務実績高」、「直近1期分決算の業務実績高」及び「直近2年間の年間平均実績高」を千円単位（千円未満は四捨五入）で <u>税抜金額</u> を記入すること。 ※合計欄には縦の金額の合計を記入すること。 ※事業年度の変更等により直近2期の決算において、合計月数が24か月に満たない場合は、下記計算式により「直近2年間の年間平均実績高」を計算するものとする。この場合、「直近3期分決算の実績高」の該当欄に下記計算式における（C）の数字を記入すること。 【計算式】 {（A）＋（B）＋（C）} / 2 = 直近2年間の年間平均実績高 （A）…直近1期分決算の業務実績高 （B）…直近2期分決算の業務実績高 （C）…直近3期分決算の業務実績高×不足月数 / 当該事業年度の月数
⑯有資格者数	直近の事業年度の終了日現在の資格等を有する常勤職員の人数を、会社全体及び受任地別に記入すること。

	<p>なお、技術士の人数については、本要領5ページ「表-3」により計上すること。また、総合技術監理部門を除く各部門の人数には、総合技術監理部門（該当する選択科目）の人数も計上すること。</p> <p>また、記載されているもの以外の有資格者を記入する場合は空欄部分に記入すること。</p> <p>※1人で2以上の資格を有している者がある場合は、重複して計上すること。ただし、1人で同一種類である「一級、二級」、「士、士補」の資格を有している場合は、上位のもののみ計上し、一級建築士の資格を有している者が、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士の資格を有している場合は、一級建築士には計上しないこと。</p> <p>※会社全体と受任地の人数は重複してもよい。</p>
⑰登録部門及び希望業務	<p>⑥希望業種に係る欄のみ記入すること。</p> <p>「登録」欄には、登録を受けている全ての部門又は事業の区分について「○」印を記入すること。</p> <p>「希望」欄には、測量又は建築・構造・設備設計については希望する全ての業務に「○」印を記入すること。<u>土木関係建設コンサルタントについてのみ、希望する部門を第3希望まで必ず記入すること。</u>(該当の希望欄に第1希望の部門には「①」を、第2希望の部門には「②」を、第3希望の部門には「③」を記入する。)</p> <p>※希望業種を地質調査、不動産鑑定、土地家屋調査、管内調査又は漏水調査とする場合は記入不要。</p>
⑱直近2年間の官公庁等の業務実績	<p>令和2年11月末日までに完了した実績を記入すること。欄内に記入しきれない場合のみ別紙『直近2年間の官公庁等の業務実績表』（測-様式第8号・独自様式可）に記入すること。</p> <p>※本欄は「別紙のとおり」等と省略せず必ず記入すること。</p> <p>※本欄に記入する実績は、受注を希望する実績を中心に記入すること。</p>

3 入札方法・電子入札利用者登録について

測量・建設コンサルタント等業務の入札は、原則として電子入札により行う。

電子入札に参加するには、電子入札システムの利用者登録が必要となる。利用者登録は、本市へ電子入札パスワードの登録申請を行い、大阪地域市町村共同利用電子入札システムのウェブサイトに必要な手続きを行うこと。

なお、今回新規登録となる者については、令和3年3月1日に柏原市ウェブサイトにて公開される電子入札業者番号一覧表より業者番号を確認のうえ、電子入札パスワードの登録申請を行うこと。

※すでに利用者登録が済んでいる場合は再度の手続きは不要。ただし、ICカードの証明書有効期限等には注意すること。

4 その他注意事項

- (1) 申請書の「①新規・変更・更新の区分」において、新規又は変更該当する者は、1年間（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）指名除外とする。ただし、一般競争入札（制限付一般競争入札を含む）及び随意契約による場合は除く。

- (2) 入札参加資格の有効期間内において、希望業種の変更及び追加は行わない。新たに登録を受けた場合も同様とする。
- (3) 「事業共同組合」で申請される方は、定款、役員名簿及び組合員全員の名簿を提出すること。
- (4) 申請後、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに指定様式により変更手続きを行うこと。なお、変更の手続きについては、柏原市ウェブサイトを参照すること。

表-1 希望業種一覧表

業種	業 務 内 容
測量	測量法に基づく測量に関する業務
建築・構造・設備設計	建築物又は建築設備工事の設計、工事監理等に関する業務
土木関係建設コンサルタント	土木に関する工事の調査、計画、設計、監理等に関する業務
補償コンサルタント	公共事業に必要な土地の取得、使用またはこれに伴う損失の補償等に関する業務
地質調査	地質または土質の調査、計測、解析等に関する業務
不動産鑑定	不動産の鑑定評価業務
土地家屋調査	不動産の表示に関する登記について必要な土地、家屋の調査または測量等の業務
管内調査	TV カメラ等を用いた上下水道管内等の調査業務
漏水調査	給配水管の漏水調査業務
環境調査	環境調査に関する業務

表-2 希望業種に関する登録等の一覧表

業 種	登録証明書等	根拠法令	証明書等の発行窓口
測量	測量業者登録証明書	測量法第 55 条及び同法第 55 条の 5	国土交通省地方整備局等
建築・構造・設備設計	建築士事務所登録証明書	建築士法第 23 条の 3 第 1 項	都道府県又は都道府県指定事務所登録機関
土木関係建設コンサルタント	現況報告書の副本の写し (地方整備局等に提出し、確認印を受けたもの)	建設コンサルタント登録規程第 2 条	国土交通省地方整備局等
補償コンサルタント		補償コンサルタント登録規程第 2 条	
地質調査		地質調査業者登録規程第 2 条	
不動産鑑定	不動産鑑定業者であることを証する書面	不動産の鑑定評価に関する法律第 22 条	国土交通省地方整備局等又は都道府県
土地家屋調査	土地家屋調査士であることを証する書面	土地家屋調査士法第 8 条	土地家屋調査士会
その他(司法書士)	司法書士であることを証する書面	司法書士法第 8 条	司法書士会
その他(計量証明事業)	計量証明事業者であることを証する書面	計量法第 107 条	都道府県

※提出する登録証明書等は登録通知等(有効期限内のもの)も可とする

表-3 【技術士】の有資格者

部門	選択科目
機械部門	「流体工学」「交通・物流機械及び建設機械」「機械設計」
電気電子部門	全選択科目
建設部門	全選択科目 ※記入にあたっては、各選択科目別に記入すること
上下水道部門	「上水道及び工業用水道」「下水道」 ※記入にあたっては、各選択科目別に記入すること
衛生工学部門	全選択科目
農業部門	「農業土木」
森林部門	「森林土木」
情報工学部門	全選択科目
水産部門	「水産土木」
応用理学部門	「地質」
総合技術監理部門	上記の各部門の選択科目欄に記載されている全選択科目